

## 第4 生活保護班

### 1 生活保護

日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともにその自立を助長することを目的とする(生活保護法第1条)

この原理は、生活保護法という法律の目的を規定した、最も根本的な原理であり、具体的には、生活に困窮する国民の保護を、国がその直接の責任において実施すべきことを規定したものである。

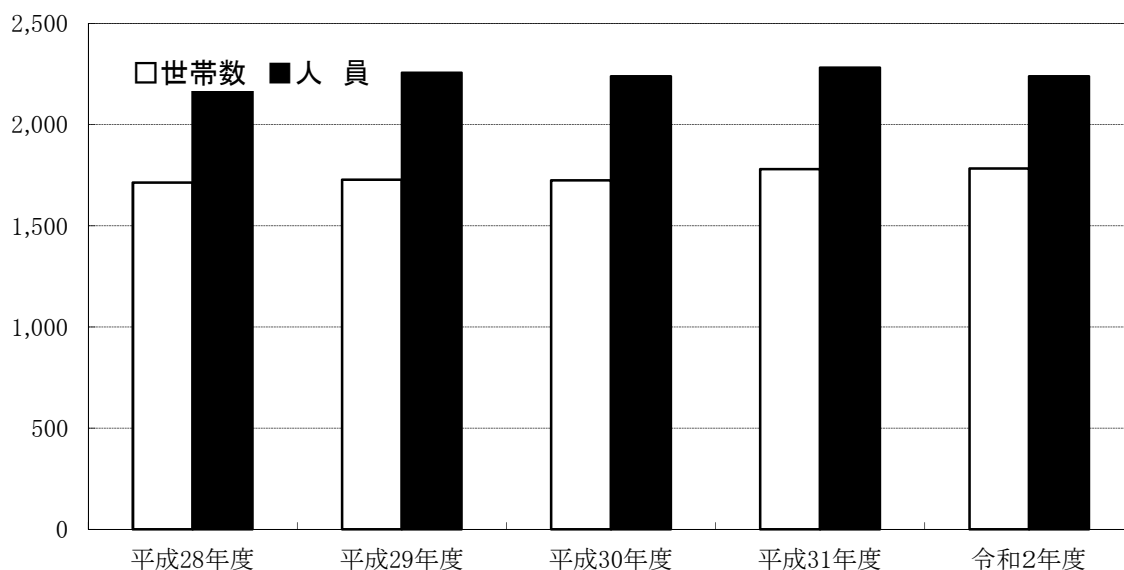
生活保護には生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の8つの扶助がある。

中部福祉事務所は管内8町村の生活保護業務を行っている。管内における生活保護の動向は、昭和47年の本土復帰以降、被保護世帯、被保護人員、保護率とも増加傾向にあったが、昭和57年度をピークに平成5年度までは減少。その後は、増加を続けていたが、平成27年度以降は、減少傾向にある。

#### (1) 年度別保護の状況(年度末時点)

年度	管内人口	被世帯保護数	被保護人員	保護率(%)	扶 助 別 世 帯 人 員											
					生活		住宅		教育		介護		医療		その他	
					世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
平成28年度	149,578	1,713	2,273	15.20	1,480	1,970	1,191	1,616	100	173	453	459	1,384	1,626	60	67
平成29年度	150,743	1,727	2,256	14.97	1,481	1,942	1,201	1,607	84	148	485	493	1,389	1,631	47	53
平成30年度	151,107	1,724	2,238	14.81	1,484	1,930	1,224	1,618	88	154	488	495	1,381	1,577	41	52
平成31年度	151,740	1,779	2,281	15.03	1,500	1,934	1,252	1,637	86	149	516	525	1,442	1,663	44	50
令和2年度	152,398	1,783	2,238	14.69	1,520	1,938	1,277	1,635	81	129	512	520	1,382	1,568	47	52

※扶助別世帯人員の「その他」は、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助の合計値



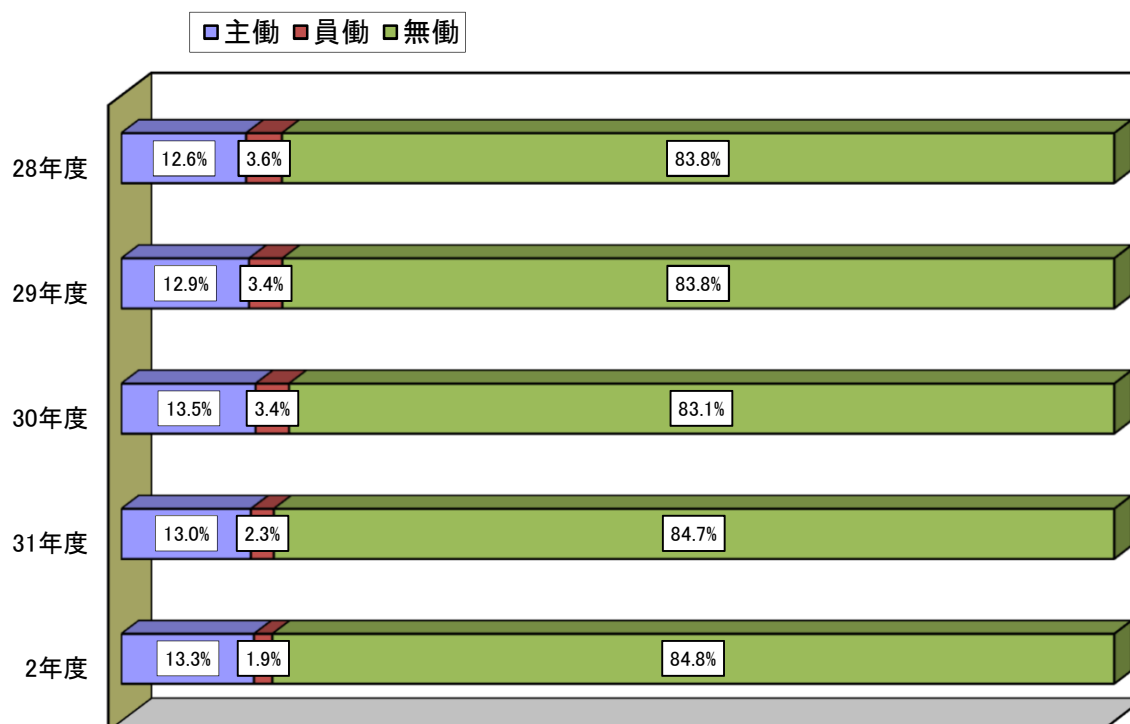
(2) 労働力類型別世帯の推移

令和2年度における労働力類型別の世帯の推移を見ると、世帯主が働いている世帯の構成比は前年度より0.3ポイント上昇。世帯員が働いている世帯(員働)は0.4ポイント減少である。

ア 労働力類型別世帯数(年度末時点)

年度	総計	世帯主が働いている世帯					員働	無働	割合		
		総計	常働	日雇	内職	その他			主働	員働	無働
28	1,713	215	120	12	2	81	62	1,436	12.6%	3.6%	83.8%
29	1,727	222	123	13	1	85	58	1,447	12.9%	3.4%	83.8%
30	1,724	233	121	12	2	98	58	1,433	13.5%	3.4%	83.1%
31	1,779	232	112	8	2	110	41	1,506	13.0%	2.3%	84.7%
2	1,783	238	127	9	1	101	33	1,512	13.3%	1.9%	84.8%

イ 労働力類型別世帯数の構成比(年度末時点)



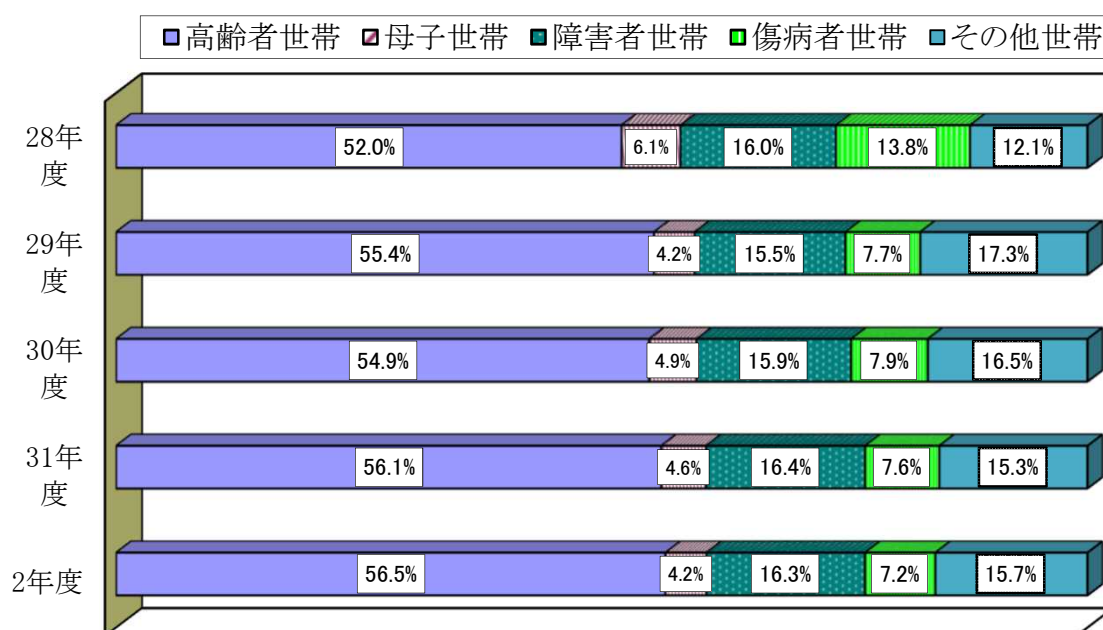
(3) 世帯類型別世帯の推移

令和2年度における世帯類型別の構成比は、前年度に比べ高齢者世帯が0.4ポイント増となっており、増加傾向にある。

ア 世帯類型別世帯数の年次推移（年度末時点）

年 度	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	計
28	891	104	274	236	208	1,713
29	956	72	268	133	298	1,727
30	946	84	274	136	284	1,724
31	998	82	291	136	272	1,779
2	1,008	75	291	129	280	1,783

イ 世帯類型別世帯数の構成比の年次推移(年度末時点)



(4)原因別保護開始・廃止の状況

令和2年度における保護開始を原因別で見ると、「疾病による収入の減少・支出の増」が最も多く52.0%を占めている。廃止原因については「死亡・失踪」が45.8%、「働きによる収入増」が6.6%、「働きによらない収入増、年金・仕送り等」が8.8%となっている。

○ 原因別保護開始・廃止の状況

年度		開始原因						廃止原因					
		総数	働きによる収入減少 疾病に起因しない	疾病による収入の減少 支出の増	死亡・別離・行方不明	減 少 喪 失	仕送り・年金等の	その他	総数	疾病の治癒	働きによる収入増	死亡・失踪	働きによらない収入増 年金・仕送り等
28	実数	278	10	119	6	73	70	170	0	21	92	14	43
	構成比(%)	100	3.7	43.6	2.2	26.7	23.8	100	0.0	8.6	37.9	5.8	47.7
29	実数	273	16	110	5	82	60	243	0	23	86	22	112
	構成比(%)	100	6.2	42.6	1.9	31.8	17.5	100	0.0	8.9	33.2	8.5	49.4
30	実数	258	8	93	4	80	63	259	2	27	79	27	124
	構成比(%)	100	2.8	33.0	1.4	28.4	34.4	100	0.0	10.4	30.4	10.4	48.8
31	実数	282	14	125	4	27	112	260	3	17	82	16	142
	構成比(%)	100	5.0	45.0	1.4	9.7	38.9	100.0	1.1	6.0	29.1	5.7	58.1
2	実数	278	14	130	4	30	100	282	0	15	104	20	143
	構成比(%)	100	5.0	46.8	1.4	10.8	36.0	100.0	0.0	5.3	36.9	7.1	50.7

(5) 保護開始・廃止の状況

令和2年度の保護の新規申請件数は399件で、前年度より47件減少。そのうち、保護開始決定したのは278件で前年度より4世帯減少となっており、保護開始率は、6.5ポイント増となっている。

ア 年度別保護申請の処理状況

年度	申請 (件)	却下 (件)	取下 (件)	開始		廃止		開始率 (%)
				世帯	人員	世帯	人員	
28	478	130	69	259	355	170	319	54.2
29	413	97	51	273	376	257	341	66.1
30	410	105	47	258	354	260	334	62.9
31	446	115	40	282	359	218	276	63.2
2	399	88	52	278	354	282	345	69.7

(6) 医療扶助の状況

令和2年度の医療扶助人員は1,568人、医療扶助率は70.1%で、前年度末より95人、2.8ポイント減となっている。

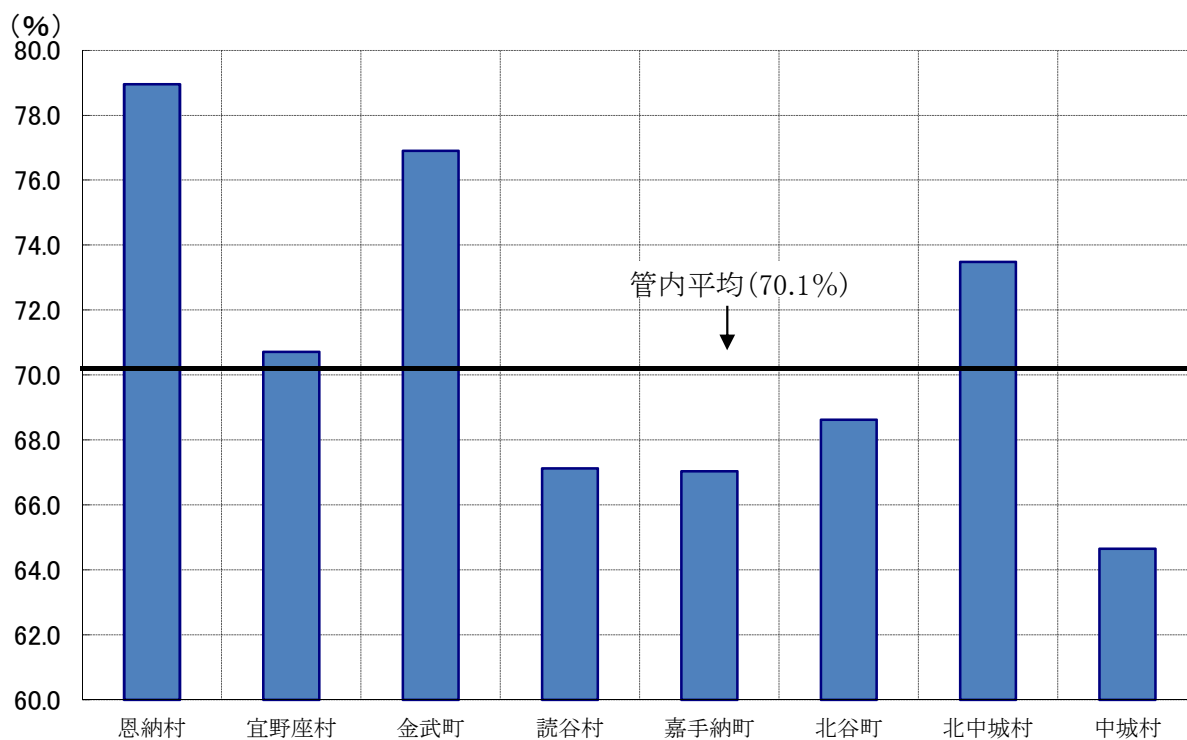
ア 医療扶助の推移(年度末時点)

年度	被保護 人員	医療 扶助 人員	医療扶助率(%)	入院(人)			入院外(人)		
				総数	精神	他	総数	精神	他
28	2,273	1,626	71.5	153	59	94	1,473	3	1,470
29	2,256	1,631	72.3	161	63	98	1,470	1	1,469
30	2,238	1,577	70.5	145	61	84	1,432	0	1,432
31	2,281	1,663	72.9	165	56	109	1,498	0	1,498
2	2,238	1,568	70.1	136	58	78	1,432	1	1,431

イ 町村別医療扶助の状況(令和2年度末)

町村名	被保護人員(①)	医療扶助人員(②)	医療扶助率(②/①) (%)
恩納村	95	75	79.0
宜野座村	99	70	70.7
金武町	368	283	76.9
読谷村	511	343	67.1
嘉手納町	361	242	67.0
北谷町	376	258	68.6
北中城村	230	169	73.5
中城村	198	128	64.7
計	2,238	1,568	70.1

ウ 町村別の医療扶助率の状況(令和2年度)



## (7) 救護施設入所者の状況

救護施設は身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて生活扶助を行うことを目的とする施設である。

令和2年度末現在

区分		よみたん救護園			いしみね救護園			備考
		男	女	計	男	女	計	
入所者数		12	10	22	1	2	3	
出身地	恩納村	1	0	1	0	1	1	
	宜野座村	1	1	2	0	0	0	
	金武町	2	1	3	0	1	1	
	読谷村	4	3	7	0	0	0	
	嘉手納町	1	2	3	0	0	0	
	北谷町	2	1	3	1	0	1	
	北中城村	0	0	0	0	0	0	
	中城村	1	2	3	0	0	0	
入所期間	1年未満	4	0	4	1	0	1	
	1年以上～3年未満	1	2	3	0	0	0	
	3年以上～5年未満	2	1	3	0	0	0	
	5年以上～10年未満	2	0	2	0	0	0	
	10年以上	3	7	10	0	2	2	
障害の種類	身体障害	4	0	4	0	0	0	
	精神障害	1	9	10	1	2	3	
	心身の重複障害	2	0	2	0	0	0	
	障害なし	2	1	3	0	0	0	
疾病の状況	精神科	6	9	15	1	2	3	
	一般	2	1	3	0	0	0	
	疾病なし	2	0	2	0	0	0	

## (8) 町村別保護費支給状況

(令和2年度 単位:円)

月	恩納村	宜野座村	金武町	読谷村	嘉手納町	北谷町	北中城村	中城村	計
4月	3,831,449	4,381,625	20,231,152	25,457,705	18,559,250	20,320,491	12,145,911	8,743,576	113,671,159
5月	3,996,941	4,556,251	19,825,101	26,256,437	18,537,247	20,635,113	11,965,344	9,014,982	114,787,416
6月	4,366,923	4,747,328	20,677,494	26,699,593	19,192,184	20,291,342	12,088,096	9,730,341	117,793,301
7月	4,032,645	4,508,101	20,495,454	26,074,661	18,449,687	19,936,530	12,595,930	9,551,293	115,644,301
8月	3,883,688	4,302,000	20,812,621	26,380,304	18,532,611	19,277,455	13,036,518	9,429,804	115,655,001
9月	3,803,665	4,235,436	20,546,637	25,497,030	17,932,179	20,182,919	12,587,304	9,765,240	114,550,410
10月	3,993,448	4,225,091	21,616,571	25,650,635	18,048,300	19,450,210	12,402,345	10,449,697	115,836,297
11月	4,047,281	4,595,114	21,760,045	27,246,472	18,990,209	20,286,733	13,334,580	10,657,262	120,917,696
12月	4,965,855	5,318,633	25,270,235	31,534,271	22,859,401	24,231,898	15,338,495	12,323,718	141,842,506
1月	4,379,226	4,653,275	21,368,952	26,765,294	19,013,458	20,130,837	12,815,039	10,340,694	119,466,775
2月	4,247,898	4,955,037	21,584,946	27,470,466	19,489,516	20,445,177	12,707,773	10,866,147	121,766,960
3月	4,276,891	5,004,225	21,536,901	28,636,493	19,496,824	20,629,335	12,917,404	10,355,800	122,853,873
計	49,825,910	55,482,116	255,726,109	323,669,361	229,100,866	245,818,040	153,934,739	121,228,554	1,434,785,695